

# はちのへ

# のうぎょうだより

令和6年3月号 No.556

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。  
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。  
○八戸市ホームページ  
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



## 第42回 農業後継者顕彰式

八戸市農業委員会では、農業後継者を育成するという見地から、昭和57年に八戸市農業後継者顕彰要領を制定し、毎年、農業に積極的に取り組んでいる模範的な後継者を顕彰しています。

対象となるのは、他の模範となる農業後継者であること、おおむね45歳以下で5年以上農業に従事している後継者であること、地域農業の振興に寄与し、または寄与し得ると認められる農業後継者であることを満たす方で、今年度は、南郷地区で葉たばこ農家を営む畑内寿彦さんが69人目の顕彰受賞者となりました。

畑内さんは、御両親が営む農業を手伝いながら農作業の基礎を学び、平成16年に家業を継いで就農されました。



顕彰を受けた畑内寿彦さん



受彰のお礼を述べる畑内さん

主な経営内容は葉たばこと水稻の栽培で、特に経営の中心である葉たばこでは青森県たばこ耕作組合南郷名川支部長を務めるなど、他の地域の仲間と情報交換しながら、安定した収量の確保を目指し、日々、生産性の向上に取り組みられています。

受彰にあたり、今後は持続的な農業経営に向けて幅広く情報交換し、品質の安定や生産、管理のレベル向上を図るとともに、さらなる収量の増加、安定的な収入の確保に努めていきたいということと、「地域農業をさらに発展させるため、一層努力していきたい」と抱負を述べられました。

地域の模範として、また、八戸の農業の将来を担う青年農業者として、畑内さんの今後の益々の活躍をお祈りいたします。

### はちのへのうぎょうだよりの配付について

既に離農している、八戸市ホームページで閲覧できる等により、紙面による配付を不要とされる方は、お手数ですが、農業委員会事務局までお知らせくださいようお願いいたします。

問 農業委員会 ☎ 43・9164

### ⚠ 令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

土地の相続の際に相続登記がされない等の理由により、日本各地で所有者不明土地が増加しています。農地の場合は管理者の不在により、草木が生い茂って周辺の田畑に悪影響を及ぼすなど、大きな社会問題となっています。

このような状況を受け、令和6年4月1日から、相続等によって不動産の所有権を取得した相続人に対し、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。(令和6年4月1日以前に発生している相続も義務化の対象となります。)

相続登記の申請方法など、詳しい内容については、法務局や司法書士へご相談ください。





# 新人委員さんをご紹介します！③



令和5年の委員改選に伴い、今期から新たに農業委員になられた方をご紹介します。

## ◆質問内容◆

- ① 現在、どのような農産物を栽培(飼育)していますか？
- ② 農業以外の趣味や楽しみにしていることは？
- ③ 農業委員としての意気込みを一言、お願いします！



よろしく  
お願いします！

たにかわ ゆきお

**谷川 幸雄** 推進委員 (南郷・島守地区)



- ① 水稻(あきたこまち、つがるロマン、はえぬき他)
- ② ヨガ瞑想、絵を描く、ジョギング
- ③ 世のため人のため、子供達の健康と未来のため、自然界と共存・共栄しながら担い手を育成する事に重点を置いて、日本の食糧維持に貢献できるよう努めていきます。

にし くにはこ

**西 国彦** 推進委員 (南郷・島守地区)



- ① 水稻
- ② 音楽鑑賞、映画鑑賞
- ③ 地域農業の活性化のために、自分ができることを精一杯頑張ります。

まついし かおり

**松石 香織** 推進委員 (南郷・島守地区)



- ① ミニトマト、ブロッコリー、水稻
- ② お菓子づくり、子どもとの料理
- ③ 地域農業の発展のため、女性推進委員として何ができるか模索しながら、精一杯努めます。

むらかみ まさと

**村上 正人** 推進委員 (南郷・中沢地区)



- ① 養鶏(ブロイラー)
- ② 料理、スノーボード
- ③ 地域農業の振興のため、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めていきます。

農地の贈与税・相続税の

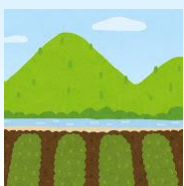
納税猶予の適用を

うけている方へ

納税猶予の適用を受けている農地については、売渡し、貸付け、転用または耕作の放棄や農業経営を廃止した場合などに納税猶予が打ち切りとなる場合があります。その場合は、それまで納税が猶予されていた税額に利子税が加わり、多額の税金を支払わなければならない可能性があります。そうならないように農地の適正な管理をお願いします。

また、贈与税の納税猶予適用中に贈与者が死亡した場合は、贈与税が免除され、相続税の課税対象となります。この場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができず、農業委員会や税務署に相談してください。

問 農業委員会  
Tel 43-9164



# 令和6年用農業用免税軽油の申請仮受付について

令和6年4月以降の免税軽油に係る免税証の交付申請を、次のとおり「仮受付」します。  
 令和6年度税制改正による免税軽油制度の継続が正式な交付の条件となりますので、ご了承ください。  
 なお、免税証の交付は令和6年4月以降となります。

- ◆申請仮受付場所…三八地域県民局県税部課税第一課窓口
- ◆提出申請書類等…下表の申請区分に従って必要な書類等（○の表示）を準備して申請してください。

提出書類等	三八県税部にあります。									申請者が事前に準備してください。											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
	免税証交付申請書	免税軽油所要数量計算書(農業用)	県税関係証明等原簿	免税軽油使用者証交付申請書	免税軽油使用者証共同交付申請書	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例指定申請書	誓約書(注2)	免税軽油使用者証書換・再交付申請書	免税軽油使用者証亡失届	耕作証明書(農業委員会発行)	免税軽油使用者証(前年以前交付のもの)	機械販売証明書等	軽油使用計画書	前年度軽油使用明細書	免税軽油の引取り等に係る報告書(注3) (軽油納品書等添付(写し可))	組合員名簿(全員の署名必要・写し不可)	組合定款・規約及び総会の議事録謄本	切手490円(返信用封筒に貼付すること)	封筒(長形3号・120mm×235mm)	県収入証紙400円 (県税関係証明等原簿に貼付すること)	
(注1)																					
申請区分	個人・共同防除組合等	新規	○	○	○	○	△1				○		○						○	○	○
		継続	○	○												○			○	○	
		更新	○	○	○	○	△1				○				○				○	○	○
		新規	○		○	○					○		○	○			○	○	○	○	○
		継続	○									○	○		○	○	○	○	○	○	
		更新	○		○	○					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	共通	書換			○						○										△3
	再交付			○						○	○									○	

- △1 共同申請の場合、「免税軽油使用者証交付申請書」は「免税軽油使用者証共同交付申請書」となります。
- △2 免税軽油使用者証から、機械を削除する場合は不要です。
- △3 更新手続きと同日付で行う場合は不要です。
- 注1 新規…免税軽油使用者証を新たに申請する方  
 継続…免税軽油使用者証の交付日が令和4年3月1日以後の方  
 更新…免税軽油使用者証の交付日が令和4年2月28日以前の方
- 注2 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であること等、地方税法で定める欠格事項への該当がないことを誓約していただく書類です。
- 注3 「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「軽油納品書等」の提出がない場合は、免税証の交付ができません。



**お問合せ** 三八地域県民局 県税部 課税第一課 <担当>工藤  
 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (青森県八戸合同庁舎内)  
 ☎0178-27-5111 内線 210



編集発行 令和6年3月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会 (TEL 43-9164)

印刷部数 3,050部

# 農地情報


新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧ください。ただか、農業委員会までお越しく下さい。新規以外の情報は折込チラシにございます。

問 農業委員会 ☎43-9448

eMAFF 農地ナビ <https://map.maff.go.jp/>

## ■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (m <sup>2</sup> )	希望価格
	大字	小字	地番			
①	尻内町	上根市	53-5	田 (農用地)	495	応相談 ※貸付可
			22-2	田	60	
		渡ノ葉	23-2	田	320	
②	尻内町	熊ノ沢	72-1	畑 (農用地)	503	総額 1~4万
			72-3	畑 (農用地)	1,442	



**全国農業新聞**

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

発行日 毎週金曜日  
購読料 月額 700円 (送料、税込み)

お申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで。



## 編集後記



4年ぶりの通常開催となった今年の八戸えんぶり。実家近くに地元のえんぶり組が練習場所としている集会所があり、毎年、にぎやかなえんぶりのお囃子を聴きながら育ったため、今でも笛や太鼓の音が聴こえると、心が踊ってしまいます。

今年は一斉摺りが土曜日開催ということもあり、楽しみにしていたのですが、インフルエンザに罹患してしまい残念ながら出かけることができませんでした。報道によれば全国から訪れたたくさんの観光客が中心街を埋めつくし、大変なにぎわいだったようですね。

この素晴らしい郷土芸能が、これからも地域に愛され、受け継がれて行くことを切に願います。

のうぎょうだより担当 柏村

## 農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書 (土地)	法務局 (登記所)
③公図	法務局 (登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

## ■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

## 農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※令和5年度・令和6年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

### 農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
3月	3/11-3/19	4/18	5/7
4月	4/11-4/19	5/20	5/29
5月	5/13-5/20	6/17	6/28

※他法令との調整等により、変更となる場合があります。農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
3月	3/5	3/15	3/21	3/29
4月	4/5	4/15	4/22	4/30
5月	5/7	5/15	5/20	5/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。